

地域区分が跨る場合の広告物等に関する基準の取り扱いについて

地域計画課

敷地及び建物が、市景観計画による沿道地域の国道から 30m の区域と、座光寺独自ルール
の区域の両方に跨る場合に、屋外広告物等の座光寺独自ルール及び市景観計画による適
用について、以下のとおりとする。

○座光寺独自ルールの適用

市の景観計画による沿道地域は、独自ルールの適用除外としていることから、市の取り
扱いにおいて沿道地域扱いとなった敷地は、原則として独自ルールの適用除外とする。

但し、沿道地域の適用がない国道から 30m を超える部分に設置された独立広告物、及び
国道から 30m を超える部分に沿道以外に向けて掲出した建築物の屋上広告物又は壁面広告
物は、座光寺独自ルールを適用し、1 面の表示面積が 1 m² 以上であるものについては、座光
寺への届出・協議が必要とする。この場合において、届出・協議の対象となる広告物の合
計面積は、50 m² 以内とする。

○市の景観計画による沿道地域の適用

市の景観計画による沿道地域と都市の田園に跨る場合の現在の取り扱いにより、敷地が
国道に面し、かつ一体で利用している場合については、沿道一帯の景観育成の観点から、
建築物への広告物及び合計面積の適用は、敷地全体を沿道地域の適用があるものとする。

但し、独立広告物については、その設置する場所に該当する地域の基準を適用する。

以上により、国道から 30m の区域を超える部分に設置された独立広告物、及び国道から
30m の区域を超える部分に沿道以外に向けて掲出した建築物の屋上広告物又は壁面広告物
は、座光寺独自ルールに適合する必要がある、かつ、敷地全体について市の基準にも適合
する必要がある。

なお、独立広告物単体が地域を跨ぐ場合や国道から 30m を超える部分に沿道以外に向け
て掲出した建築物の屋上広告物又は壁面広告物建物の一部が地域跨ぐ場合については、市
の景観計画による沿道地域の適用があるものとする。